

## 入会及び退会に関する規程 (定款第 9 条第 2 項及び第 12 条第 1 項)

(目的)

**第 1 条** この規程は、定款第 9 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人岐阜県山林協会（以下「この法人」という。）の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

**第 2 条** この法人の会員として入会しようとする市町村、法人、団体、個人に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の決議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、入会申込書記載事項に基づき、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

**第 3 条** 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

**第 4 条** 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第 10 条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

**第 5 条** 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第 11 条の定めにより、退会以外の事由により、会員資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、未納の会費は、一括納入するものとする。

なお、この法人に属する資産等財産に関するすべての権利は全てこれを放棄する。

4 資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

**第6条** 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合にはその理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費が有る場合には、当該未納分を支払ない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めないこととする。

(改廃)

**第7条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

**附 則**

この規程は、公益社団法人岐阜県山林協会の認定を受け、公益社団法人の登記の日（平成24年6月1日）から施行する。

**附 則**

この規程でさだめる別表、入会申込書の変更、退会届の制定は平成30年7月18日から施行する。

別表

入会申込書に記載する主要事項

**1 市町村、法人、団体会員**

(1) 入会に際しての誓約

例 「入会した上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います」

(2) 団体（法人）名、所在地、代表電話・FAX・メールアドレス

(3) 代表者氏名、役職

(4) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス）

(5) 会費請求書及び資料等の送付先

**2 個人会員**

(1) 入会に際しての誓約（上記 1. と同じ）

(2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・FAX・メールアドレス

(3) 会費請求書及び資料の送付先

(4) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

・機関誌での公表その他での範囲（氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・FAX・メールアドレス）